

## 第1回伊賀市人権政策審議会 会議録

【開催日時】2020（令和2）年10月29日（木）午後2時～3時30分

【開催場所】伊賀市役所本庁舎4階 庁議室

【出席者】伊賀市人権政策審議会委員：13名

伊賀市：人権生活環境部長

（事務局）人権政策監兼人権政策課長、人権政策係長、人権政策係員

【傍聴者】2人

### 【概要】

#### 【司会（事務局）】

皆さんこんにちは。定刻となりましたので、ただいまから第1回の伊賀市人権政策審議会を開催させていただきます。

皆様方には何かとご多忙のところご出席いただきまして、ありがとうございます。

会議にあたり、皆様にご報告いたします。資料1－1の関係規則等の抜粋資料をご覧ください。

本審議会につきましては、「伊賀市情報公開条例」第24条の規定により、公開とさせていただきます。

また、この公開の方法につきましては、「審議会の公開に関する要綱」第8条の規定により審議会の会議録作成が定められており、録音させていただきますこと、並びに本日の会議の記録作成にあたり、委員の氏名は公表せず発言内容を公表させていただくことについて、ご了承のほどお願いいたします。発言の際には、係の者がマイクをお渡しいたしますので、必ずマイクを通してご発言いただきたいと存じます。

引き続き、資料1－2の「伊賀市人権政策審議会条例」をご覧ください。本日の審議会では、総委員16名中、13名の委員の皆様にご出席をいただいておりますので、伊賀市人権政策審議会条例第6条第2項の規定により、本審議会は成立していることをご報告いたします。

なお、本日欠席の委員3名の皆様からは、あらかじめ欠席のご連絡をいただいております。

また、先ほど説明を行った条例等において、事前に告知等を行い、本日2人の傍聴がありますのでご報告いたします。

それでは、はじめに、伊賀市人権政策審議会会長からご挨拶をいただきます。

## 【会長】

皆様大変お忙しい中、また、新型コロナウイルス感染症が終息する目途が立たない中、ご出席をいただき感謝申し上げます。三重県のホームページを見ますと、県内ではこの5日間程新たな感染者が出ていない状況ではありますが、決してこのウイルスが無くなったわけではありません。いつまた感染が広がっていくかは分からない状況です。この全く得体の知れない新型ウイルスが、「無知」ということから私たちに恐怖と不安を植え付けています。この恐怖と不安が増幅することによって、差別や排除の意識が生まれてきているわけであります。

政府が打ち出した「自粛」という政策は非常に曖昧で、対応は一人ひとりに任せるという方針ですが、人によってこの「自粛」の度合いが変わってきます。また、自粛できる人と自粛しようにもできない、例えば、介護無しでは生きていくことができない人もいて、社会全体が行っている自粛にあわせることが出来ない人に対する批判やバッシングが広がっています。

コロナに感染した人の自己責任を問うたり、自粛の取り組みに協力しない人たちを叩くといったことが行われてしまっています。メディアもこの行為を助長しているところがあって、自粛しないパチンコ店を毎日のように放送して、それを見た人がそのパチンコ店にクレームを入れたり、行動は徐々にエスカレートしていつています。

自粛に従わないものに対して罰則を設けるなどといったことを国は検討するとの会見もありましたが、このような事態が続くようであれば、適切な保障を担保した上で一定期間強制力を発動した方が理にかなっているのではないかと思わざるを得ないような動きも出てきています。

ある大学の研究によると、日本では「コロナに感染した人はその人の自己責任である」との意見を持っている人が欧米の約10倍で、日本人は病気にかかった人の自己責任を問う傾向が強いという調査結果を発表しています。また、感染したくないという意識が強い人ほど、外国人に対する排斥の意識が強いという調査結果も公表されています。先の東京都知事選挙でも、ヘイトスピーチを扇動する候補者が、落選はしたものの大変多くの得票を取った事実があります。何が言いたいかということ、感染は収まってきているかのように見えますが、コロナ差別は間違いなく広がっていることをしっかり捉えるべきであると考えます。

今般のコロナ差別の現実には人権がどのような対応していくのかということが問われているということであり、ハンセン病、HIV、エイズ等の感染症に関する差別で、わたしたちは過去に大変な過ちをしてきました。この過ちにしっかりと学び、この新型コロナに向き合っていくことが必要ではないかと思っています。

伊賀市においては、あらゆる差別を条例により禁止するというルールを作っていますが、今まさにこの条例の真価が問われているのではないかと考えています。とりわけ、行政の毅然とした態度、どんなことがあっても差別を許さないという強い姿勢が重要であると考えます。自分がコロナに感染したことを明らかにすることが、家族や関係者に第二、第三の被害が及ぶかもしれないことを考え、差別されても泣き寝入りする事態が起こっているかもしれません。伊賀市内でも数名の人が感染したと聞きますが、個人情報に配慮しながら、その人たちに今差別を受けていないか、人権侵害を被っていないかということのアウトリーチする人権相談が重要になっていると思います。このような人権相談の窓口があるということ、例えば保健所等を通じて情報提供するだけでも、表面化しづらい差別を掘り起こす大きなきっかけになるのではないかと考えています。

8月末に国が設置した偏見差別とプライバシーに関するワーキンググループというコロナ対策に関する分科会のメンバーの一人に三重県知事が就任しましたが、この場において知事は、伊賀市や三重県内の取り組みを訴え、政府としてもこのような取り組みを実施すべきであると発言しています。このような発言をしっかりと踏まえて、人権行政の取り組みを進めていく必要があると考えます。本日はそういった視点からも1年間の伊賀市の取り組みを本審議会においてチェックして、より良い施策を講じていくよう各委員のご意見をいただけたらと思います。冒頭に当たっての挨拶といたします。

#### 【司会（事務局）】

ありがとうございます。続きまして市行政を代表いたしまして、人権生活環境部長から、ご挨拶を申し上げます。

#### 【人権生活環境部長】

皆様こんにちは。今年度第1回目の伊賀市人権政策審議会の開催にあたり、公私ご多忙な中お集まりいただきありがとうございます。また、平素は、市政全般にわたり、とりわけ人権施策推進にご支援・ご協力いただき、それぞれの立場からの自主的な活動により大変お世話になっています。ありがとうございます。

さて、国におきまして、平成28年に差別解消3法ができ、また伊賀市におきましても、会長からのあいさつにもありましたが、あらゆる差別の撤廃条例にしたがって、市民の皆さま、企業、団体の皆さまに協力いただき、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくす取り組みについて、継続しておこなっているところであります。しかしながら、現在におきましても、障がい者、外国人、同和地区出身者等に対する差別あるいは今般の新型コロナウイルス感染症に関わる「コロナ差別」といわれる人権侵害や差別事象が出てきています。また従来か

らのインターネット上のウェブサイトにおける差別的な書き込みや差別的な動画の配信等、社会の中での差別事象がまだまだ横行している状況です。それに対しては削除要請等緊急的な対応はしているものの、何より大切なことは、平素からこういった人権に関する予断や偏見をなくすために、人権問題の地区別懇談会、研修会、講演会に参加していただいたり、また企業に対して毎年実施している企業訪問による啓発や聴き取り等を継続していうことで、それぞれの人の人権意識を平素から高めていただくことが一番大切であると思っています。コロナ感染の中ではあるが、啓発をしっかりと進めていきたいと考えています。

本日、4年目を迎えている第3次人権施策総合計画の進捗状況、次期計画を見据えての人権問題に関する市民意識調査の項目についてもご審議を賜りたいと思います。

それと、新型コロナウイルスの関連で、10月15日に三重県から感染防止の三重県指針のver.6が出されています。引き続き、感染防止が呼びかけられているところで、幸い伊賀市では新規の感染者はあまりありませんが、都市部を中心にまだまだ感染拡大が続いていることで、密集・密接・密閉の「三密」を避けることも含めて、市民の皆様にご啓発をさせていただいている状況です。この会議についても、出来るだけスムーズに短時間で終えていきたいと考えていますので、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、委員の皆様のご活躍とご健勝、今後の市の人権施策に対するご支援・ご協力を心からお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

#### 【司会（事務局）】

それでは、議事に入らせていただきます。

資料1-2の伊賀市人権政策審議会条例第6条、第1項の規定により、会長が会議の議長となることになっていきますので、議事の進行を会長様、よろしくお願いいたします。

#### 【議長（会長）】

それでは事項書に基づき議事を進めたいと思います。議事進行にご協力をお願いいたします。

まず、はじめに、事項1 第3次伊賀市人権施策総合計画・進捗状況についてということで事務局から説明をお願いします。資料が非常に膨大ですので、要点等を絞った形で説明をお願いします。

## 【事務局】

それでは、事項1の「第3次伊賀市人権施策総合計画・進捗状況」について、資料2に基づきご説明申し上げます。

資料の内容ですが、資料2-1では、各事業の評価基準と人権施策総合計画に定めている1~4の各施策分野別の概要と主な課題を記載しています。

そして資料2-2では、それぞれの個々の事業別に、左側に2019年度実績とそれに対して各担当課があらかじめ設定した指標に基づく評価結果を記載しています。そして、その右側には、その昨年度の実績を踏まえて、各担当課が設定した本年度の指標と事業計画を記載しています。

説明の流れとしましては、資料2-1の各施策分野別の概要と主な課題を順に報告させていただき、具体的な事業内容については、資料2-2の該当事業のページ番号と通番をピックアップしお示ししたいと思います。

では、資料2-1の「第3次人権施策総合計画に係る進捗状況について」の1ページ目から、順を追って説明させていただきます。

まず、この「第3次人権施策総合計画」についてですが、2017年度から2022年度までの6年間の計画となっています。

この計画は、施策分野1から4までの構成となっており、それぞれの課題項目・施策項目の分類の中で合計789の事業がございます。そして、それぞれの事業について、年に1回進捗状況を各担当からの報告により把握しています。

2018年度より、各事業についてそれぞれの担当課が定めた指標（評価）に基づき、AからDの4段階の評価をしています。

基準の内容は下記の表のとおりで、目標値に対する達成度により評価をしています。Aについては、目標（値）を達成できた（100%）。Bは目標（値）をほぼ達成できた（90~99%）、Cは目標（値）をあまり達成できなかった（60~89%）、Dは目標が達成できなかった又はほぼ達成できなかった（0~59%）という評価基準を設定しています。

では、各施策分野ごとに概要と主な課題についての説明をさせていただきます。

なお、各分野において、C・D評価となった事業はどの分野においても複数ありますが、時間の都合上、資料2-2の個々の事業については、主な課題に挙げている関連の事業をピックアップする形で取り上げたいと思いますので、ご了承いただきたいと思います。

まず、施策分野1は、「人権意識の高揚のための施策」ということで、241の事業があります。課題項目が（1）から（4）まで分かれており、それぞれの評価は記載のとおりです。この分野では、人権問題についての理解認識が深まるように学習教材の充実や人権教育・啓発の推進、指導者の養成について取り組むも

のを掲げています。

約56%がA評価、約39%がB評価、あわせて約95%ということで、各施策における教育・啓発などの取組が定着してきていることがうかがえます。

また、C・D評価となった10事業のうち、昨年度末頃から拡大している新型コロナウイルス感染症対策などの対応によるものや台風などによる気象条件の悪化により、取組が充分に行えなかったものが4事業ありました。

この分野での主な課題としては、人権教育・啓発推進の一つである地区別懇談会や研修会について、地域の担い手不足や、行政と地域、各種団体との連携不足などから、開催回数・参加者数の減少や参加者の固定化が進んでいるなど、各地区での開催のあり方などを抜本的に見直すことが必要になっています。

特に地区別懇談会では、自治会単位などのなるべく小さい単位での開催を呼びかけていますが、参加者が集まりにくいことや、担い手不足などから開催が困難になっています。またこれに加えて、今般の新型コロナウイルス感染症拡大の終息が見通せない中で、「三密」とならない方法による形式を模索していくことが必要となっています。

具体的な事業では、資料2-2をご覧ください、8ページの通番78番「人権問題地区別懇談会の開催」で、事業評価にCを付けています。

これは、上野地域の地区別懇談会として、管内22の住民自治協議会ごとに人権啓発地区草の根運動推進会議を設置していただき、地域の人権啓発を担っていただいている事業ですが、昨年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を理由として、C評価となっていますが、慢性的に組織における高齢化等による啓発の担い手不足などがあり、地域の啓発が困難になってきている状況にあります。

市としては、先程も申し上げましたように、自治会単位ごとのなるべく小さい単位での地区別懇談会を呼びかけていますが、自治会単位だと人が集まりにくい、担い手がいないなどの理由から困難になっており、複数の自治会での合同開催や、住民自治協議会主体で開催いただくなど、実状に応じて開催いただいています。

このような現状の中で、小さな単位で開催するにはどのような方法が考えられるか、また、新型コロナ対策が必要な現在においては、車座による形式が困難な中、どのような形式での開催が可能であるかを、各地域の状況と意見を伺いながら、進めていきたいと考えています。

また、これに関連して、庁内で設置しています「地区別懇談会のプロジェクトチーム会議」においては、地域の担い手不足の課題解決のため、市の管理職職員が地域の中で一緒になって地区別懇談会を運営していくという、市が関わりながら持続可能な地区別懇談会の体制を確立していこうということで、「伊賀市人

権問題に関する地区別懇談会等行政推進委員要綱」を作成中であり、内容を検討していますが、一方で、現在庁内で検討が進められている「支所の再編計画」によって、組織の体制や職員の人員配置が決定されていくことから、この動向を踏まえて対応していきたいと考えています。一定の方向性が固まりましたら、報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして施策分野の2では、「人権擁護と救済のための施策」ということで73事業がございます。課題項目を(1)から(3)に分類しておりまして、評価については記載のとおりです。この施策分野では、人権侵害に対する防止、相談体制の充実、救済・保護について取り組む事業を挙げています。

約64%がA評価、約27%がB評価、あわせて約91%ということで、それぞれの取組が進んでいることがうかがえます。

C・D評価になった6つの事業の中には、事案ごとの状況に応じて関係機関などと連携して対応したことによって、評価基準に設定した会議開催回数や相談件数に影響したものもありました。今後は、事業の性質に応じて適切な指標を設定していく必要があります。

C・D評価で具体的な事業では、資料2-2の26ページの通番283番の相談者数、同じく26ページの通番285番の女性相談件数、そのすぐ下の通番286番の同じく女性相談件数がありますが、これらは、関係機関との連携を図りながら、体制を整えていたものの、相談者の事情等によるキャンセル等があったため、相談件数が減少したものです。

この分野の主な課題としては、相談・連絡の連携体制が不十分ということもありますので、今後、関係機関との連携を図りながら、市民の皆さんが相談しやすいような体制をつくっていくことが必要です。

また、新型コロナウイルス感染症拡大が続く中においては、生活不安やストレスに起因する相談などの増加が想定されます。これに対応するためには、既存の相談窓口の周知により水面下にかなりあると思われる相談の掘り起こしとともに、内容が相当多岐に亘ることも考えられますので、さらに相談体制を充実することや関係機関との連携が必要となります。

次に、施策分野3では「人権が尊重されるまちづくりのための施策」ということで186事業がございます。こちらは(1)から(5)の課題分野に分類されており、評価については記載のとおりです。この分野では、行政だけではなくあらゆる団体や市民と協働し、誰もが社会参画の機会が確保され幸せに暮らしていくためのまちづくりの推進などに取り組む事業を掲げています。

約63%がA評価、約30%がB評価、あわせて約93%ということで、それぞれの取組が進んでいることがうかがえます。

また、C・D評価となった13事業のうち、新型コロナウイルス感染症対策な

どによるものや台風などによる気象条件の悪化、また施設改修と重なり安全面に配慮したことを理由に、取組が充分に行えなかったものが6事業ありました。

この施策分野3でも、地域の現状などに応じた臨機応変な対応が求められます。その中で、指標でC・Dの評価となった事業においても、効率化を図るために取組の形式や方法を変えたものや利用者の事情などによるものもあるため、全体的な効果としては上昇している傾向にあります。

その一方、課題としては、参加者の減少が進んでいる事業において、参加してもらいやすくなる方法を検討するなど、課題に向き合い対策を講じる必要があります。

具体的な事業では、資料2-2の34ページの通番390番で、啓発の方法として、これまでの大型店舗前でのチラシ配布の啓発から、伊賀鉄道のギャラリー列車に当事者の作品を展示し、利用した市民に見ていただき、当事者の思いを直接的に伝えるという啓発に変更しました。この結果、設定した評価指標がチラシの配布数であったことから、D評価となりました。

その他の事業においても、目的や課題を明確化するために、当事者の意見を積極的に取り入れ、事業に反映させていくことが必要です。

そして、施策分野4ですが「人権課題の解決に向けての施策」ということで289事業がございます。

こちらにつきましては、人権課題別に(1)から(9)に分類しておりまして、評価については記載のとおりです。

施策分野4は、人権課題に9つの項目を掲げ、それぞれの課題解決に向けて取り組みを進めるもので、約54%がA評価、約38%がB評価ということで、あわせて約92%とそれぞれに取組が進んでいることがうかがえます。

また、C・D評価となった22事業のうち、新型コロナウイルス感染症対策などの対応によるものや台風などによる気象条件の悪化により、取組が充分に行えなかったものが2事業ありました。

また、S評価としたものが1事業ありましたが、これは資料2-2の62ページの通番719番の「利用しやすい施設・道路環境の整備」において、工事予定が無かったためです。

さらに、再掲元不明として1事業挙げていますが、これは、資料2-2の53ページの通番626番の「改良住宅ストック総合改善事業の推進」を再掲元不明としたものですが、再度検証したところ、40ページの通番474番で、同じ内容の事業があり、これが再掲元となりますので、この場で訂正させていただきます。

その他、現状はA・B評価であっても、これまでの形式では十分な対応ができなくなってきた事業もあり、現状の課題をしっかりと把握しながら、改善し

ていく必要があります。

この分野の主な課題として、それぞれの人権課題を解決していくために相談窓口を開設するなど、各所属においてそれぞれの事業に取り組んでいますが、人が集まらないなどの理由により、思うような成果が得られていない事業が見受けられます。社会情勢や市民のニーズを把握しながら事業のあり方を見直すなど、当事者や関係者が参加しやすい環境を整備していく必要があります。

また、市の政策方針などを決定する上で、専門性を必要とする審議会を中心に、女性の登用率が依然として進んでいない状況にあります。

具体的な事業で申し上げますと、資料2-2の56ページの通番661番の審議会等への女性登用率ですが、こちらでもC評価ということで、審議会への女性登用が進んでいない状況です。伊賀市では各審議会における女性の割合を40%とするように進めていますが、あて職による登用が慣例化している審議会もあり、全体として女性登用率が上昇しない状況が続いています。

社会全体を見ても、専門分野への女性の参画が進んでいないという現状にはありますが、この伊賀市の状況を見ても、特に文化・芸術に関する分野において、専門性を有する方に男性が非常に多いということや住民自治協議会の代表者は全て男性であり、各地区の自治会長においても大半が男性という状況です。

全体の中の女性の割合が少ないということが、女性が意見を出しにくい環境につながっていることも考えられますが、さまざまな場面において、女性が参画しやすい環境と女性の意見が反映できる体制や仕組みを整備していく必要があります。

ここまで、施策分野1から4までの概要と主な課題について説明させていただきました。

最後に、全体的な事業評価の課題ですが、まず基本的な考え方として、それぞれの事業評価は評価することが目的ではなく、評価することによって明らかになった課題を踏まえて、次年度以降の事業に活かしていくことが大切であると考えています。

その中で、評価指標が具体的に数値化できない事業において、事業担当者の主観によって評価がなされていることで、基準が非常に曖昧になり、結果として次につなげていきにくい状況になっている事業もあります。

このようなことを防ぐために、出来る限り具体的に目標を数値化して、客観的に評価できる指標を定めて、事業の目的や目標を明確化していく必要があります。

また、同じ内容の事業、例えば、地区により担当課が異なる事業等については、指標の統一を図っているところですが、数値目標が所属により異なっていることによって、同じ程度の実績であっても、所属によって評価が異なるという現象

も見受けられます。

さらに、指標そのものがその事業の目的と合致せず、何をもってその事業を評価とするのかが曖昧になっているものもみられます。

ここまで申し上げたことは昨年度からの課題として持ち越されているところではありますが、なお十分に改善されていない状況ですので、こういったことが明確にお示しできるよう進捗の確認をしてまいりたいと思っています。

以上、事項1の「第3次伊賀市人権施策総合計画・進捗状況について」の説明とさせていただきます。

#### 【議長（会長）】

ありがとうございました。非常にたくさんの事業がありますので、重点的なものに絞って報告いただきましたが、ご意見・ご質問などがございましたら、よろしくをお願いします。

#### 【委員】

地区別懇談会についての説明がありました。自治会主催の地区別懇談会について、人がなかなか集まりにくいので、自治協全体で年に2回程度開催しています。内容ももっと充実させたいと思っていますが、もし、自治会や自治協主催の地区別懇談会の集まり具合が良くなければ、その地域に在住の市職員が率先して参画していくということだが、それでうまくいくのかどうか疑問です。実際に内容的な部分は地域住民が一番よく分かっていると思うし、市職員の意見も聞きながら進めることは必要ではあるとは思いますが、自治会未加入の市職員が増えている中で、地域のことをよく知らない人が主導して務めるのは少し難しいのではないかと思います。

#### 【事務局】

地区別懇談会については、各地域での開催についてご努力いただいておりますこと感謝いたします。市の管理職職員をそれぞれの居住地区に配置し、地域住民とともに協力していくという趣旨のもとで今検討しています。行政職員が主導的な立場で進めていくのではなく、地域の実状を把握する中で、地域の皆様と協議させていただきながら、地区別懇談会を開催していただくというものです。しかし、地域によっては、市職員が自治会に加入していない現状があるかと思っておりますので、このことも含めて、今後、管理職職員に働きかけが必要であると感じているところです。地区別懇談会の開催について、今後ともよろしく願いいたします。

### 【議長（会長）】

行政はあくまでも支援の側であって、主導する側ではなく、地域が主体的に開催していただきたいという回答であったと思います。

また、説明の中で、相談等の件数が減っているために評価が下がっている事業があるとの報告がありましたが、その原因には新型コロナ感染拡大対策が理由としてあると思いますが、相談窓口で相談者を待ち受けて対応することがこのコロナ禍で難しい中で、逆に相談窓口をアウトリーチする方法を模索する必要があると思います。例えば、行政の中で情報を所管する部局に対して、人権相談を情報提供することによって、様々な課題を抱える相談者が相談しやすい状況を作るなど、このコロナ禍がしばらく続くことを見据えて相談体制等の再検討が必要ではないかと思います。また、啓発手法が変わったことによって評価が下がったとの報告がありましたが、そのような指標で良いのかどうか、啓発方法とともに評価方法の見直しもあわせて考えることを是非検討願いたいと考えます。

ほかに何かありますか。無いようですので、次に事項の2「人権問題に関する市民意識調査について」ということで、事務局から説明をお願いします。

### 【事務局】

それでは、事項2の本年度実施を予定しています「人権問題に関する市民意識調査について」の調査内容等について、ご説明申し上げます。

資料3として3-1、3-2、3-3と3種類ありますが、3-1は全体的な概要として、前回2014年度調査から新たに追加した設問や項目を追加した主なものなどをまとめた資料としています。3-2では「人権問題に関する市民意識調査・調査ご協力のお願い」と題した、ご回答いただく市民の皆様実際に郵送する調査票のサンプルです。そして3-3では、前回調査からの変更・追加箇所が比較できる資料として、「調査項目対照表」をお示ししています。

この市民意識調査につきましては、前回2014年度に実施して以来、6年ぶりに実施する調査となります。

まず、資料3-1全体概要の資料をご覧くださいと思います。

全体の設問数を26問としています。ただし、回答の選択肢によっては、続けて回答いただく必要がある枝番設定している設問もありますので、実際には数問多く答えていただく場合もあります。そして構成として前回と同様、末尾に自由回答欄を設けています。

また、調査内容については、基本的には、前回2014年度に実施した際の調査結果と比較分析し、5、6年経過した経年による変化が読み取れるよう、内容を引き継ぐこととしています。その上で、今回、昨年度三重県が実施しました人権問題に関する三重県民調査を参考にしながら、新たな内容のものを追加した

構成となっています。

それでは、資料3-2の調査票を基に、問1から順に説明させていただきます。また、資料3-3の調査項目対照表で前回2014年度の調査からの追加・修正部分をあわせて申し上げながら、進めてまいりたいと思います。

まず、問1では、人権に関する宣言や法律などの認知度を問う設問となっています。A～Tということで、ここには2016年に施行された差別解消三法（部落差別解消法、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法）をはじめ、市の要綱として定めています「パートナーシップ宣誓制度」を追加するなど、新しく含めた法律や制度もあり、前回の12項目から20項目にしています。

続いて問2では、人権や差別をめぐる様々な考え方に対する自分の考えを問う設問です。A～Gの項目それぞれに「そう思う」から「そう思わない」までの選択肢から選んでいただくこととなっています。

問3では、人権問題に対する様々な意見に対する自分の考えを問う設問になっていますが、ここでは、前回調査の項目に、性的マイノリティに対する考えや、犯罪加害者の家族に対する考え、また災害時の避難所におけるいわゆる社会的弱者と呼ばれる人たちへの配慮に関する考え、さらには原発事故の被災者に対する考えを問う項目を追加しています。

問4では、身内に結婚または縁談があったときに、自分の家族が相手に気づかれないように、A～Eのことを調べようとしたときに、どのように感じるか、「調べる必要がある」から「絶対調べてはいけない」までの意見と問う設問です。

問5は、在日韓国・朝鮮人やその問題に対する様々な意見に対して、どう思うかと問う設問となっています。A～Gの項目それぞれに「そう思う」から「そう思わない」までの選択肢から選んでいただくこととしています。

問6では、精神障がい者のための生活施設の建設が自分の住んでいる地域に計画された場合に、どう思うかを問う設問です。1～3のうち一つを選択していただくというものです。

問7では、マンションの家主が貸す相手に、A～Eにある人たちを理由にして入居を断ることに對して、人権侵害だと思いかどうかを問う設問となっています。それぞれに「人権を侵害している」から「どちらともいえない」を選んでいただきます。

問8は、自分が住宅を探している際の条件として、その物件が同和地区内あるいは小学校の校区内に同和地区がある、または外国人の集住地域の近隣であることが判断に影響するかどうか、「まったくこだわらない」から「買い（借り）たくない」までを問う設問です。

問9では、ハンセン病回復者やその家族と関わることについて、抵抗を感じるかどうか、A～Cの条件でどのように感じるかを問う設問となっています。

問10では、問9と形式は同じですが、HIV陽性者と関わることについて、抵抗を感じるかどうかを問う設問となっています。

そして、問11、問11-1、問12として、前回から新たな設問として追加しています。内容は、今般の新型コロナウイルス感染症拡大により、感染者やその関係者に対する誹謗中傷などの差別事象が拡散している現状を踏まえて、そのことに関連するものを追加しています。

問11では、新型コロナウイルス感染症の感染者やその関係者が社会生活から排除されている状況を見聞きしたことがあるかを問う設問です。

問11で「ある」と回答した人は、続く問11-1で、それはどこから知った情報かを、その他を含めて6つの選択肢から選んでいただく設問となっています。

また、問12では、新型コロナウイルス感染症の感染者やその関係者が受けている具体的な中傷行為であるA～Gのことに対して、それぞれどのように考えるか、「差別にあたり許されないこと」から「感染防止のために当然のこと」までの考えを問う設問としています。

続いて問13では、現存する様々な差別の現状と今後の見通しについて、A～Hの差別事象ごとに自分の考えを問う設問となっています。「差別はあるが将来なくすることができる」から「差別は無い」「わからない」までの選択肢を設けて、それぞれ選択していただく形になっています。

問14は、「同和地区出身者」を何をもって判断しているのかを、1～10の選択肢を設けて、複数回答ということで答えていただく設問です。

問15では、今までに学校や職場、地域などで、人権問題に熱心に取り組んでいる人に出会ったり、話を聞いたことがあるかをそれぞれA～Cの人権問題ごとに有無を問う設問としています。

問16は、同和問題に関して、過去5年間に限定して、A～Dのようなのことを聞いたことがあるか、またそのことに対してどう思ったか、それぞれ「聞いたことがない」から「いきどおりや怒りを感じた」までを選択する設問となっています。

問17では、同和問題、障がい者問題、外国人問題について、学習を受けたことがあるか、あればどの段階で受けたかを問う設問としています。それぞれ同じ1～7の選択肢になっています。

問18は、自分の子ども（子どもがいない人はいると仮定して）が結婚を考えている相手に対して、A～Fの場合にどのような態度を取るかを、「全く問題にしない」から「考え直すように言う」までを問う設問です。

問19は、同和地区出身者に対するA、B2つの意見について、自分はどちらの意見に近いかと問う設問です。

問20は、これまでに部落解放運動が果たしてきた役割1～3について、知っているかどうか、知っているものにすべて○を付けていただく複数回答の設問となっています。

続いて、問21、問22で新たな設問を追加しています。内容は、インターネット上での差別的表現に対する考え方とヘイトスピーチ解消法に関連する設問となっています。

問21において、昨今インターネット上で拡散しているA～Fにあるような様々な差別的表現を見たことがあるか、また、その表現は人権侵害だと思うかを問うている設問です。

問22では、特定の国の出身者やその子孫であることのみを理由として、その人たちを排除しようとする言動（ヘイトスピーチ）に関するA～Cの3つの意見について、自分はどの意見に近いかと問う設問となっています。

次に問23は、日常生活を送る中で、差別的言動をする人を見たときに、どのような対応をするか、「直接注意を促す」から「よくあることなので何も言わない」までを問う設問です。

問24では、過去5年間で、行政や学校、地域などが開催している講演会や研修会、懇談会、映画会にどの程度参加したことがあるかを問う設問となっています。「10回以上」や「一度も参加したことがない」などの選択肢を設けています。

問24-1は、問24で「一度も参加したことがない」と回答した人に対して、その理由を問う設問としています。

問25では、自分が過去5年間で、人権侵害されたと感じたことがあったかを問う設問となっています。

問25で「ある」と回答した人に、問25-1に移っていただいて、それはどのような人権侵害であったかを、1～9の選択肢ですべてに○を付けていただく設問となっています。

続けて、問25-2では、問25-1で選択した1～9が具体的にどのような差別であったかを、複数回答にて問う設問となっています。

また、問25-3では、その人権侵害を受けたとき、どのような対応をしたかを問う設問となっています。1～13の選択肢からすべてを選んでいただくこととしています。

そして、問26で、自分自身の状況についてお聞かせいただく内容となっています。

最終16ページには、自由回答として、人権問題などについてのご意見を記載いただく欄を1ページ分設けています。

以上、今回の調査内容について、説明させていただきました。

なお、今後の予定としましては、本日の審議会での皆様のご意見を参考に反映させていただいたものを最終決定として、無作為抽出した市民 2,000 人に調査票を郵送し、回答していただくこととしています。その後、返送いただきました調査票の結果分析を行い、年度末までに、分析結果を踏まえた調査結果の報告書の本冊と概要版を完成させていきたいと考えています。

そして、来年度には、意識調査報告書の冊子と概要版を増刷し、広く地域等に配布し、情報提供しまして、今後の周知啓発に活かしていきたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

以上、事項2「人権問題に関する市民意識調査について」の説明とさせていただきます。

【議長（会長）】

ありがとうございました。

定期的実施している市民意識調査ということで、従来の質問を踏襲し、経年変化を読み取れるようにしながら、社会情勢の変化を踏まえて新たな質問項目を追加したり、見直したりしたということでございます。ご質問などございましたら、よろしく願いします。

【委員】

問1の項目で「部落差別解消推進法」とありますが、施行当時に国会で議論された際に、同時に附帯決議も全会一致で採択されています。したがって、「部落差別解消推進法」のあとに、「その付帯決議」を追加してはどうかと考えます。

それと、問3の項目で、「罪を犯した人の家族が非難されるのはやむを得ない」とあるが、罪を犯した人が少年であることも考えられると思うので、罪を犯した人が成人である場合を想定した方が答えやすいのではないかと思います。

【議長（会長）】

ありがとうございました。

ただいま、2点ご質問をいただきましたが、その他意識調査項目等に関わってご質問ございませんでしょうか。

【委員】

4ページと8ページの最上段で、質問の選択肢が記載されていないため、前ページを見返さないと分からないので、すぐ分かるようにしてもらった方が良いと思います。

また、難読の漢字には読みがなを付けるようにできないでしょうか。

【議長（会長）】

お二人の委員からご質問をいただきました。事務局からの説明をお願いします。

【事務局】

「部落差別解消推進法」の後に付帯決議を追加するということですが、この質問はあくまで、法律等の名称を知っているかどうかを問うものです。その他の項目についてもそのように記載していますので、ご理解いただきたいと思います。なお、この付帯決議については、市のホームページからご覧いただけるようになっています。市では付帯決議もあわせて周知・啓発していることをご理解いただきたいと思います。

罪を犯した人が成人である場合と限定した方が良いのではとのご質問ですが、子どもが犯した罪であっても、家族が被害を受けるという現実もありますので、成人も子どもも含むという意味で記載のとおりとさせていただきたいと思えます。

難読の漢字については、注釈の追加等を検討します。特に原爆と原発の「被ばく者」で意味合いが違うという部分で注釈を追加させていただきたいと思えます。

【委員】

無作為抽出の2,000名には、外国籍の方もこの中に含まれていると理解して良いのですか。

【事務局】

その通りです。上野のほか各支所管内にお住まいの方も含めて、ベトナム、ブラジル、中国・台湾の方を全体人口で按分して抽出しますので、およそ100人程度の方になるのではないかと思います。また、その外国籍の方に対応するための通訳の支援も行うこととしています。

【議長（会長）】

それでは、以上を持ちまして、事項2については終了したいと思います。

では、次に事項の3「外国人差別解消プロジェクトチームの設置について」ということで、事務局から説明をお願いします。

## 【事務局】

事項の3「外国人差別解消プロジェクトチームの設置について」ということで、説明させていただきます。

資料については、資料4-1、4-2をご準備いただきたいと思います。

差別解消ガイドラインについては、2017年度に策定いたしました第3次人権施策総合計画におきまして、人権課題別に差別解消ガイドラインを作成することをポイントの一つとして挙げています。この理由は、「伊賀市部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃に関する条例」の第4条において、市民等は部落差別をはじめとするあらゆる差別を助長する行為をしてはならないという禁止規定を設けています。しかし、この条文の禁止する行為とはどのような行為であるのかが分かりにくいことから、市民共通の「ものさし」として明らかにしていき、差別のない社会をつくるための指針とすることを目的として、このガイドラインを作成するものでございます。

今回はその課題別のガイドラインの一つとして、外国人の差別に関する解消ガイドラインを作成していきたいと考えていまして、庁内会議であるプロジェクトチーム会議を設置して、ガイドラインの作成に関する必要事項を検討していきたいと考えています。

そのプロジェクトチーム会議でガイドラインを作成するために必要なこととして、資料に記載させていただいていますが、2020年3月末現在、伊賀市に住む外国にルーツを持つ人は5,740人で、全人口の6.34%にあたり、私たちの生活のあらゆる場面で関わっています。そのような中で、地域活動、就業、学校教育、子育て、生活支援、災害発生時、住宅、医療など、あらゆる場面においてどのような人権侵害が発生しているのか、また、発生し得るのかを明確にする必要があると考えています。

このため、当事者への聞き取りを中心にしながら、各行政担当窓口からもさまざまな場面における人権侵害の現状や今後起こりうる人権侵害事象の把握を行っていきます。

なお、このガイドラインは、当事者の困難を明らかにし、市民で共有することで、差別をなくしていく行動に移していただくことが目的であるため、行政からの一方的な発信ではなく、当事者の意見を主体に置きながら作成することが求められています。

そのため、プロジェクトチーム会議では、当事者の意見を基本にししながら、各種業務の窓口での課題や問題点を明らかにするとともに、外国にルールを持つ方の生活上の困難を把握しながら、ガイドラインに反映させていきたいと考えています。

そして、このプロジェクトチーム会議は庁内会議ですが、関係部署が非常に多

岐に亘るため、①生活・産業、②教育・子育て、③医療・保護と3つのカテゴリーに分けて、カテゴリーごとの担当部局で丁寧に検討していきたいと考えています。

スケジュールについては、資料4-2のとおりですが、2020（令和2）年と来年2021（令和3）年に分けて記載していますが、本日審議会委員の皆様にはまずは設置の報告をさせていただき、来月11月頃から聴き取り等により事例を収集し始めて、最終的には、2021（令和3）年10月には取りまとめて、周知していきたいと考えています。このガイドラインは、まだまだこれから始めていくもので、本日お示しした資料はあくまでも案の段階で、先程からガイドラインの作成するに当たっての主旨をご説明いたしました。今後内容を検討していくにあたって、こういったことに注視しておかなければならないことや採り入れる課題があれば、是非ご意見をいただきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。以上でございます。

【議長（会長）】

ありがとうございました。

ただ今の事務局からの説明について、ご質問などはございませんか。

市の条例ではあらゆる差別を禁止していますが、そこには禁止している差別が何なのかが明記されていないので、条例を市民が遵守していこうと思えば、具体的に禁止している差別は何かを分かりやすく知らせる必要があります。何が差別に当たるのかを当事者の意見を聴きながら、当事者がどんなことで困っているのかということを中心にガイドラインを作っていこうということであるかと思います。

【議長（会長）】

では、私の方から一つだけお願いがあります。11月から聴き取りや事例収集を始めるとのことですが、当事者がどんなことで理不尽な思いをしたのか、腹立たしい思いをしたのか、悲しい思いをしたのかの意見を聴いて、それを基にガイドラインの一定のたたき台を作ることになると思いますが、聴き取った方々に最後に決定する前にもう一度説明が必要ではないか、やはり当事者を中心に作り上げたガイドラインにするために、是非当事者にガイドラインの案をお示しして、最終的に当事者からの意見を吸い上げる形にさせていただきたいと要望したいと思います。

現在、外国人の研修制度の問題も含めて、外国人との共生について大きな課題になっている中で、わたしたちの中にある外国人に対する差別や偏見に、わたしたち自身が気付いて、変わっていくということが問われています。普段無意識に

していることが差別になっていたのかということ気付けるようなガイドラインでありたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、この事項3についてはこの案で確認いただきたいと思います。

【議長（会長）】

では、全体を通じまして、何かご質問・ご意見はございますでしょうか。

【委員】

～ ご質問・ご意見 なし ～

【議長（会長）】

事務局の方から、追加するご報告等はありませんか。

【事務局】

～ 追加報告等 なし ～

【議長（会長）】

無いようですので、本日の議事は以上です。

委員の皆様には、大変お忙しい中ご出席をいただき、またご意見等をいただきありがとうございました。

それでは、マイクを事務局へ戻します。

【事務局】

本日はお忙しい中、審議会委員の皆様には、本年度第1回目の審議会ということで、ご議論をいただきありがとうございました。

現在の委員の任期の関係で、本日の審議会が最後になっていただく方もいらっしゃると思います。ご退任いただく方につきましては、これまでご指導・ご鞭撻をいただきありがとうございました。今後とも市の人権施策にご理解・ご協力をいただきますとともに、ご支援等をよろしくお願いいたします。

また、本日の事項以外にも様々な取り組みを行ってまいりますので、皆様方には是非ご助言等をいただきまして、より良い人権施策をすすめられますように、見守っていただきたいと思います。本日はありがとうございました。